

社会保険等未加入対策に係る建設工事請負契約約款の改正について（お知らせ）

平成 30 年 3 月 29 日

広島県

広島県では、建設業者の社会保険等未加入対策の取組を促進するため、平成 30 年 4 月 1 日以降に県と契約を締結する建設工事について、次のとおり建設工事請負契約約款を改正します。

1 建設工事請負契約約款を改正する条項

改正概要については別紙 1 及び別紙 2 を参照

- (1) 受注者（元請負人）が社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止します。
- (2) 契約書を作成する全ての工事について、契約締結後に法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求めます。

（請負代金内訳書及び工程表）

第 3 条 受注者は、この契約締結後 14 日（発注者が認める場合は、その日数）以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
- 3 第 1 項の内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 4 第 1 項の規定に基づく内訳書及び工程表の提出は、発注者が必要ないと認めたときは、免除することができる。

（下請負人の健康保険等加入義務等）

第 7 条の 2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者等（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に規定する建設業者及び同法第 3 条第 1 項ただし書の政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者をいい、当該義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人（同法第 2 条第 5 項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてすることができる。
 - (1) 受注者と直接下請契約（建設業法第 2 条第 4 項に規定する下請契約をいう。以下同じ。）を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出したとき
 - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から 30 日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合
- 3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、当該各号に定める額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 社会保険等未加入建設業者が前項第 1 号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額
 - (2) 社会保険等未加入建設業者が前項第 2 号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額

なお、建設業許可の有無に関わらず、建設工事を下請する業者と締結する契約が対象となります。建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などは対象外です。

2 実施時期

平成 30 年 4 月 1 日以降に指名・公告する工事から適用します。

問合せ先：土木建築局建設産業課
電話：082-513-3821（ダイヤルイン）

1 社会保険等未加入対策の強化

1 趣旨

建設産業従事者の労働環境の改善を図るとともに、建設業者の公正な競争環境を確保する観点から、県の発注工事における社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の未加入対策を強化する。

2 内容

社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを原則禁止

二次以降の下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合に、指定期間内（※）に社会保険等に加入した確認書類が受注者から提出されず、かつ、特別の事情があると発注者が認めなかったときは、受注者に対して、次の措置を行う。

措 置	内 容
違約金を請求	当該下請業者との最終契約金額の 5% を請求する。
指名除外の措置	契約違反に該当し、1か月（最大1年）の指名除外を行う。
工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、13点（最大20点）の減点を行う。

※ 指定期間は原則30日とするが、受注者が適切に加入指導を行っているなど、相当の理由がある場合は、二次下請負人については60日、三次以降の下請負人については90日まで延長できるものとする。

3 施行期日

平成30年4月1日以降に指名・公告する工事から実施

参考（先行実施している取組）

- 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止 【平成28年4月から実施】
 県は、受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、受注者に対して、次の措置を実施

措 置	内 容
違約金を請求	当該下請業者との最終契約金額の 10% を請求する。
指名除外の措置	契約違反に該当し、1か月（最大1年）の指名除外を行う。
工事成績評定点の減点	指名除外措置に伴い、13点（最大20点）の減点を行う。

社会保険等未加入建設業者との契約が認められる場合

当該下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となることが明らかである場合などの「特別の事情」を発注者が認めた場合で、個別に判断する。

なお、この場合においても、指定期間内（原則30日）に社会保険等への加入を義務付けるものとし、一次下請業者が当該期間内に加入しなかった場合は、受注者に対して上記措置を行うこととする。

「特別の事情」とは

災害に伴う堤防崩壊や道路陥没等の応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等（以下「特殊技術等」という。）を必要とする工事で、特殊技術等を有する者と下請契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないことや、その下請業者でなければ目的を達する事が困難となる事が明らかな場合をいいます。

「特別の事情」に該当しないと考えられる例

- ・長年の元下関係があり他の業者では施工のマネジメントが出来ない場合
- ・発注者との契約締結前に予め下請契約を締結していた場合
- ・他の下請業者を探す時間的余裕がなかった場合

- 受注者は、二次以降の下請業者が社会保険等未加入建設業者であった場合に、加入指導状況を発注者に対して定期的に報告【平成29年6月から実施】

（対象部局：全部局）

2 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出の義務化

1 趣旨

県の発注工事において、必要な法定福利費が契約段階で確保されるよう、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを義務化する。

2 内容

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 34 条第 2 項の規定に基づく国の中央建設業審議会からの勧告を受け、建設工事執行規則及び建設工事請負契約約款を改正し、契約書を作成する全ての工事について、契約時に法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の提出を求める。

3 請負代金内訳書の様式改正

(第 3 条関係)		平成 年 月 日						
(発注者) 様		受注者 住所						
		氏名 印						
請 負 代 金 内 訳 書								
工 事 名								
契約年月日 平成 年 月 日								
請負代金額 円								
工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで								
費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額
<u>(工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円)</u>								
※注 1 共通仮設費については、内訳として運搬費、準備費、仮設費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費があり、本工事で該当する項目全てについて記入するものとする。								
※注 2 <u>法定福利費の記載は必須とするが、工事価格の費目から金額までの内訳の記載は、高度な技術を要する複雑な工事など、発注者が必要と認める場合を除き、省略できるものとする。</u>								

(下線部分は今回改正部分)

4 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日以降に指名・公告する工事から実施

(対象部局：全部局)